

ハイライト:

・コロナ禍により収入が減少した企業に対する各種制度があります。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

新型コロナウイルス  
感染症関連対応策に  
関して 1

平年より遅い梅雨明けに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大は未だ収まらず、例年とはかなり異なった夏になりました。熱中症にも気を配りつつ、感染症対策にも引き続きお気をつけください。



第83号では、新型コロナウイルス感染症関連の制度について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

### 新型コロナウイルス感染症関連対応策に関して

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、収入の減少を余儀なくされている企業等を対象に各種対応策が講じられていますが、今回は①家賃支援給付金、②東京都、埼玉県等の家賃支援給付金、③固定資産税・都市計画税の軽減措置、④社会保険料報酬月額の特例改定を解説いたします。雇用調整助成金、持続化給付金に関しては第82号で取り上げていますので、併せてご覧ください。

#### ①家賃支援給付金

家賃支援給付金は、売上減少に直面する事業者の地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金です。法人は最大600万円が一括支給されます。2021年1月15日までの申請受付、かつ電子申請となっています。支給要件は次の3つです。

◆資本金10億円未満の中堅企業、中小企業等

◆5月～12月の売上高について、

・1ヵ月で前年同月比▲50%以上 もしくは ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

◆自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること

#### ②東京都等の家賃支援給付金

東京都の場合、①の国の家賃支援給付金に加え、3ヶ月分の上乗せ措置があります。8月中旬からオンラインないし郵送での申請受付開始予定となっています。

給付額は

家賃等の月額×給付率×3

※給付率は、月額75万円以下の場合1/12(上限6.25万円/月)、75万円超の場合6.25万+1/24(75万円の超過分、上限12.5万円/月)

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/07/27/documents/20200727-01.pdf>

埼玉県の場合は①の国の給付制度の上乗せ措置として、以下のA又はBのいずれか低い額となります。

A	月額賃料 × 1/15 × 6 (か月)
B	建物に係る賃貸借契約を複数件締結している場合30万円、左記以外 20万円

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

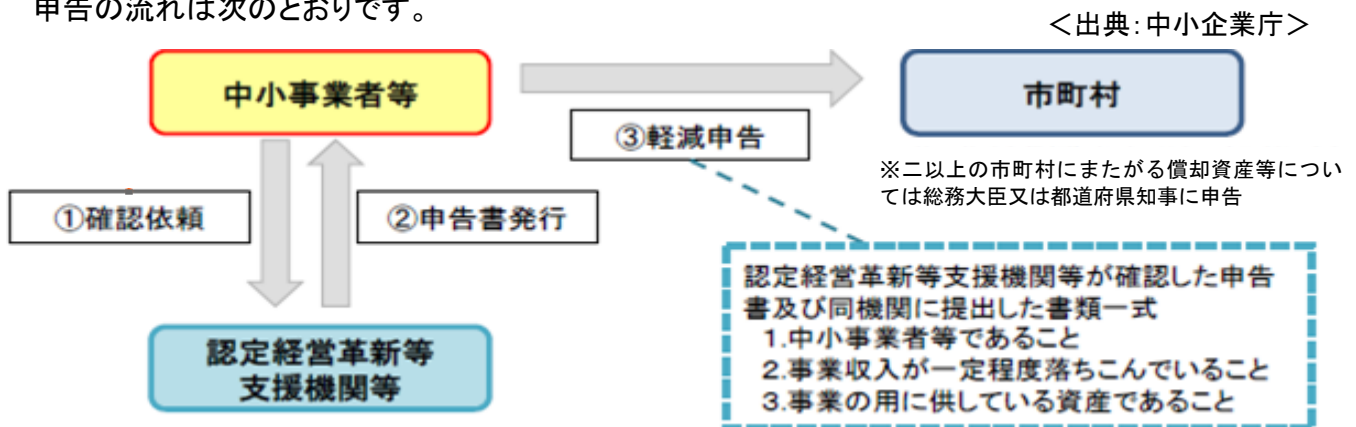
上記の他、東京都内の区や埼玉県等の市独自の賃料支援事業や家賃を減免したテナントオーナー向けの賃料減額支援制度などもありますので、本社や店舗の所在地の行政HPをご確認ください。

### ③固定資産税・都市計画税の軽減措置

中小企業者について2020年2月～10月の任意の連続する3ヶ月の事業収入の合計が以下の場合、事業用家屋及び設備等に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税が軽減されます。

- ・前年同期比▲30%以上～▲50%未満の場合：1/2軽減
- ・前年同期比▲50%以上の場合：全額免除

申告の流れは次のとおりです。

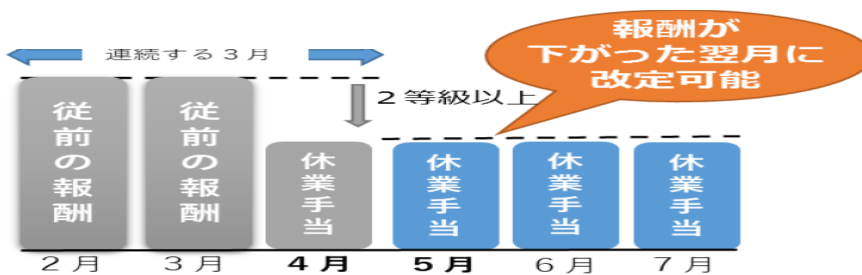


ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

### ④社会保険料報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した者で、休業により著しく報酬が下がった場合は、健康保険及び厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定によらず、特例により翌月からの改定が可能となりました。2020年4月から7月までの間に著しく低下した月が生じた場合が対象です。令和3年1月末日までの届出があった場合が対象となります(遡及適用可)。



<出典：日本年金機構>

**税理士法人 舞**  
**中村公認会計士事務所**  
(東京事務所)  
港区南青山 2-2-15ウイン青山1025  
電話 03-3746-1750  
(埼玉事務所)  
さいたま市浦和区岸町7-1-4  
細田屋ビル3F  
電話 048-816-6180  
Fax 048-834-1594  
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp  
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

※令和2年10月から厚生年金保険の等級が1つ追加され32等級65万円が上限となります。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。